

第21条 海上コンテナの内航船積替えの確認基準（平成2年11月14日付け2農蚕第2280号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「@」を削り、（注）を削る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 積替確認申請 積替えが行われる港を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所並びにその支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、積替えを行おうとする者に対し、積替届（別記様式1）<u>及び船荷証券(Bill of lading)の写しを提出させる。</u></p> <p>3 積替申請の確認 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 植物防疫官は、(1)の確認の結果、当該積替えが同項に掲げるすべての条件に適合しており、かつ、取締り上支障がないと認めるときは、積替えを行おうとする者に対し、<u>海上コンテナ積替届確認通知書（別記様式1の2）を交付するとともに、仕向先港を管轄する植物防疫所に提出すべき検査申請書にこれを添付させる。ただし、積替確認印（別記様式2）を押印した2の積替届の写しをもって海上コンテナ積替届確認通知書に替えることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別記様式1の2</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 積替確認申請 積替えが行われる港を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所並びにその支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、積替えを行おうとする者に対し、積替届（別記様式1）<u>2部に船荷証券(Bill of lading)の写し1部を添付したものを提出させる。</u></p> <p>3 積替申請の確認 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 植物防疫官は、(1)の確認の結果、当該積替えが同項に掲げるすべての条件に適合しており、かつ、取締り上支障がないと認めるときは、積替えを行おうとする者に対し、<u>2の積替届に積替確認印（別記様式2）を押印して1部を交付するとともに、仕向先港を管轄する植物防疫所に提出すべき検査申請書にこれを添付させる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

海上コンテナ積替届確認通知書

受付番号

申請者

殿

申請年月日

確認通知発行年月日

植物防疫官

下記のとおり積替えを実施されたい。

BL番号	植物検疫証明書の有無	○有 ○無
積載船名	入港年月日	
入港場所		
産地		
種類・名称		
細数	数量	
コンテナ数	コンテナの種類	
仕向先防疫所		
積替場所	仕向先港名	
到着予定日	陸揚場所	
記事		

01	コンテナ番号	封印番号
02	コンテナ番号	封印番号
03	コンテナ番号	封印番号
04	コンテナ番号	封印番号
05	コンテナ番号	封印番号
06	コンテナ番号	封印番号
07	コンテナ番号	封印番号
08	コンテナ番号	封印番号
09	コンテナ番号	封印番号
10	コンテナ番号	封印番号
11	コンテナ番号	封印番号
12	コンテナ番号	封印番号
13	コンテナ番号	封印番号
14	コンテナ番号	封印番号
15	コンテナ番号	封印番号

(略)

(略)

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。